

# 発電設備系統連系契約要綱 (低圧連系)

2020年4月1日実施

中部電力パワーグリッド株式会社

# I 総 則

## 1 適 用

当社との接続供給契約に属する低圧の需要者もしくは当社が認めた者（以下総称して「需要者」といい、需要者が属する当社との接続供給契約を「当該接続供給契約」といいます。）が、その需要場所内に設置される発電設備（二次電池等、放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備を含むものとし、以下「契約発電設備」といいます。）を当社が維持および運用する低圧電線路に電氣的に接続する場合の条件等は、この「発電設備系統連系契約要綱（低圧連系）」（以下「この要綱」といいます。）によります。

## 2 要綱の変更

- (1) 当社は、法令もしくは託送供給等約款（2019年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）等の変更、電気の安定的な供給その他の事情により、この要綱を変更することがあります。
- (2) (1) の場合、変更後の要綱は、変更前より契約を締結しているお客さまに対しても適用するものといたします。
- (3) (1) の場合、当社は、電磁的方法（電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容を発電者にお知らせいたします。この場合、発電者が希望されるときを除き、変更後の要綱について、当該変更の内容以外のお知らせについては省略いたします。
- (4) (1) の場合、契約期間の途中であっても、変更後の契約条件は、(3) のお知らせに定める日から変更後の要綱によるものといたします。

## 3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、当社の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱および託送供給等約款（以下、これらを総称して「約款等」といいます。また、約款等が変更された場合は、変更後の約款等によります。）に定義のある言葉でこの要綱に定めのないものは、この要綱においても約款等における定義と同様の意味で使用いたします。

- (1) 発 電 者  
この要綱にもとづき、当社と連系契約を締結するお客さまをいいます。
- (2) 連系契約  
この要綱にもとづき、発電者と当社との間で締結する系統連系に関する契約をいいます。
- (3) 連系地点  
契約発電設備を含む発電者の電気設備と当社の電線路または引込線との接続点をいい、当該接続供給契約における供給地点と同一といたします。
- (4) 連 系  
契約発電設備を当社が維持および運用する電線路に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。
- (5) 解 列  
契約発電設備を当社が維持および運用する電線路から電氣的に切り離すことをいいます。

## 4 電気方式等

- (1) 電気方式等  
連系地点における電気方式、周波数および標準電圧は、当該接続供給契約とそれぞれ同一といたします。
- (2) 設備の管理および補修  
連系地点より当社側の設備は当社の所有とし、当社が管理および補修するものといたします。

## 5 単位および端数処理

契約発電設備の定格出力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## 6 その他

この要綱に記載のない事項については、この要綱および約款等の趣旨に則り、発電者と当社との協議によって定めます。

## II 契約の申込み

### 7 連系契約の申込み

発電者が新たに連系契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、申込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

- (1) 発電者の氏名または名称、契約発電設備の設置場所
- (2) 契約発電設備の概要
- (3) 契約発電設備の最大発電電力
- (4) 電気方式
- (5) 連系開始希望日
- (6) 配線形態
- (7) 当該接続供給契約の内容
- (8) その他当社が確認を必要とする事項

### 8 契約の成立および契約期間

- (1) 連系契約は、発電者の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、連系契約が成立した日から、その日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、契約期間満了までに発電者または当社のいずれからも何ら申出がない場合には、連系契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ロ イにかかわらず、発電者が、当該接続供給契約に属する需要者に該当しなくなった場合、または発電者の申し出により契約発電設備を解列する場合、連系契約は消滅するものといたします。

### 9 連系契約の単位

当社は、1当該接続供給契約における1接続送電サービスにつき、1連系契約を締結いたします。

### 10 連系の開始

- (1) 当社は、発電者の連系契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ連系開始日を定め、連系準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに連系のために必要な措置を行ないます。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた連系開始日に連系ができないことが明らかになった場合には、その理由を発電者にお知らせし、あらかじめ発電者と協議のうえ、連系開始日を定めるものといたします。
- (3) 連系は、発電者が（1）に定める必要な措置が完了したことを確認したのち、開始するものといたします。

### 11 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社との契約の履行状況その他によってやむをえない場合には、連系契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

### 12 契約書の作成

特別の事情があり、発電者が希望される場合または当社が必要とする場合には、連系契約に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

### Ⅲ 系統連系

#### 13 適正契約の保持

当社は、連系契約が連系の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 14 連系の中止

発電者は、次の場合には、すみやかに契約発電設備を解列し、連系を中止していただきます。

なお、とくに必要なときには、当社は、約款等の定めに基づき、契約発電設備を解列するための適当な措置を行なうことがあります。

- (1) 非常変災の場合、当社の供給設備の故障または点検・補修を必要とする場合、その他当社が保安上やむを得ないと判断した場合
- (2) 当該接続供給契約において供給の停止の措置がとられている場合
- (3) 契約発電設備の設置場所内にある当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

#### 15 立入りによる業務の実施

当社は、連系契約に直接関係ある電気工作物の調査、工事、試験、確認等の業務を実施するため、契約発電設備が設置されている土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、発電者は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾し、または土地もしくは建物の所有者の承諾を得ていただきます。

なお、発電者または所有者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

#### 16 損害賠償の免責

- (1) 14（連系の中止）によって連系を中止した場合または21（連系契約の解約）によって連系契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 契約発電設備の電圧上昇抑制機能の動作によって契約発電設備の発電電力量が減少した場合には、当社は、その減少した発電電力量について補償の責めを負いません。
- (3) この要綱または約款等の定めにもとづき連系を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 17 発電記録等の提出

当社は、必要に応じて発電者に契約発電設備の発電記録および点検記録等の提出を依頼することがあります。この場合には、発電者は、すみやかにこれらを当社に提出していただきます。

### Ⅳ 契約の変更および終了

#### 18 連系契約の変更

連系契約の内容に変更が生じる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに連系契約を希望される場合に準じ、すみやかに連系契約を変更していただきます。

#### 19 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで連系契約を締結していた発電者の連系契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き連系契約の継続を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合、発電者は、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、当社が認める場合には、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

## 20 連系契約の廃止

(1) 発電者が、連系契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に連系契約を終了させるための適当な措置を行いません。

(2) 連系契約は、次の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に連系契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、連系契約を終了させるための措置ができない場合は、連系契約を終了させるための措置が可能となった日に消滅するものといたします。

## 21 連系契約の解約

当社は、次の場合には、連系契約を解約することがあります。当社が連系契約を解約したときには、ただちに発電者の責任と負担において契約発電設備を解列し、連系ができないよう措置を講じていただきます。

(1) 14（連系の中止）（2）によって連系を中止された発電者が、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) 次のいずれかに該当する発電者が、当社の定めた期日までにその事実を解消されない場合

イ 契約発電設備の改変等によって不正な連系とした場合

ロ 当社との契約（既に消滅したものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払わない場合

ハ 13（適正契約の保持）に定める適正な契約の保持に応じない場合

ニ 15（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

ホ 25（連系の要件）に違反した場合

ヘ その他この要綱または約款等に違反した場合

## 22 連系契約消滅後の債権債務関係

連系契約期間中の債権債務は、連系契約の消滅によっては消滅いたしません。

# V 工事費の負担

## 23 工事費負担金

発電者が、新たに連系を開始し、または連系契約を変更される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設または変更する場合は、当社は、約款等にもとづき算定した工事費負担金を、原則として、工事着手前に発電者から申し受けます。

## 24 工事費負担金の精算

当社は、工事費負担金に差異が生じた場合は、約款等にもとづき工事完成後すみやかに精算するものといたします。

# VI 連系要件

## 25 連系の要件

発電者が、契約発電設備を連系するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。

(1) 法令で定める技術基準、その他の法令等

(2) 託送供給等約款別冊に定める技術要件

(3) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法  
なお、(2)の託送供給等約款別冊における受電地点は、連系地点といたします。

## 附 則

### 1 この要綱の実施期日

この要綱は、2020年4月1日から実施いたします。

### 2 再生可能エネルギー発電設備の連系に係る特別措置

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に定められた特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係る電気を発電している契約発電設備について、同法により定められた調達期間の満了以降、発電者が、電気事業者等との電力の受給に関する契約等を締結されないことにより、当社との発電量調整供給契約に属さないこととなった場合で、契約発電設備に係る電気設備の変更や運転状態の変更を希望しないときは、原則として、当社との発電量調整供給契約に属さないことを前提とした当社との協議を省略できるものとし、当面、従前通り発電を継続することができるものといたします。この場合、発電者が当社の系統に供給した電力について、発電者は当社に補償を求めないものといたします。
- (2) (1)により従前通り発電を継続する場合であっても、発電者はいずれかの電気事業者と電力の受給に関する契約等を締結するなどにより、適正な契約状態とするよう努めることとし、当社が必要と認めた場合は、当社の求めに応じ、必要となる措置として、発電設備が発電した電気が当社の系統に供給されないようにするための措置を講じるものといたします。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、(1)による従前通りの発電が継続できなくなったことにより発電者に生じた損害について、当社は賠償の責めを負いません。